

VSCOの仲間になりませんか!

正会員を募集しています。

年会費
は

個人1口 10,000円

団体1口 30,000円

サポーター大募集!

賛助会員を募集しています。

年会費
は

個人1口 2,000円

団体1口 10,000円

詳しくは、事務局か、ホームページへ

顧問 村田吉隆(元国務大臣・犯罪被害者等施策担当)
江草安彦(社会福祉法人旭川荘名誉理事長)
岡崎 彬(岡山商工会議所会頭)
菅波 茂(AMDA 代表)
皆木英也(公益財団法人岡山県暴力追放運動推進センター元専務理事)

代表理事 平松敏男

業務執行理事 天野勝昭 嶋村 稔 寺田和子

理事 高原勝哉 若林久義 東 隆司 森 陽子
中島豊爾 真邊和美 山本美津子

監事 森本治雄 宮本由美子

事務局長 山崎悦子 (2014.8.1現在)

支援員 総勢30名

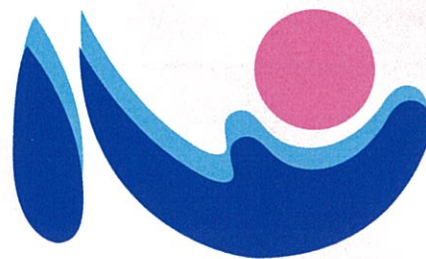
(2014.10.1現在)

事務局

〒700-0818 岡山市北区蕃山町1番20号
岡山県開発公社ビル6階
TEL (086) 223-5564
FAX (086) 201-5564
e-mail vsco@vsco.info
ホームページ http://vsco.info

このパンフレットは、共同募金の助成により作成したものです

地域の方で 犯罪被害者の支援を!



岡山県公安委員会指定犯罪被害者等早期援助団体
全国被害者支援ネットワーク加盟・民間支援団体

公益社団法人
被害者サポートセンターおかやま

略称: **VSCO** (Victim Support Center Okayama)

事件・事故(犯罪)の被害者に

わがガンも犯罪被害も突然に

これは、VSCOのある支援員が詠んだ歌です。被害者は、命を奪われる、けがをする、物を盗まれるなどの直接的な被害だけではなく、精神的ショック・身体の不調、医療費の負担や失職・転職による経済的困窮、

VSCO が行う支援ー生きる力

電話・面接相談と専門家への橋渡し

専門的な訓練を積んだ支援員がご相談を受け、必要に応じて、弁護士・精神科医・産婦人科医・警察・行政などの専門家や関係機関の紹介・橋渡しをします。



生活支援・心の支援など

必要に応じ、ご自宅を訪問したり、市町村や県警と連携し、公営住宅の確保、犯罪被害者給付金申請の補助などの生活支援を行います。また、精神科医や産婦人科医による診断・治療への付き添いや治療費の支給などを行います。

自助グループへの援助

同じような被害にあわれた被害者や家族・遺族の方に交流場所の提供や運営のお手伝いをしたり、小冊子の発行などのお手伝いをします。

私たちは いつでも

なるということ

落度なき身を襲う悔しさ

捜査・裁判での精神的・時間的負担、周囲の人々の無責任なうわさ話やマスコミの取材報道によるストレス・不快感など、被害後に生ずるさまざまな問題に苦しめられます。

を取り戻して頂くためにー

警察・裁判所などへのつきそいなど(裁判支援)

必要に応じて、警察、検察庁、法廷に付き添います。支援弁護士と連携し、刑事裁判や少年審判への被害者の参加のお手伝いもします。



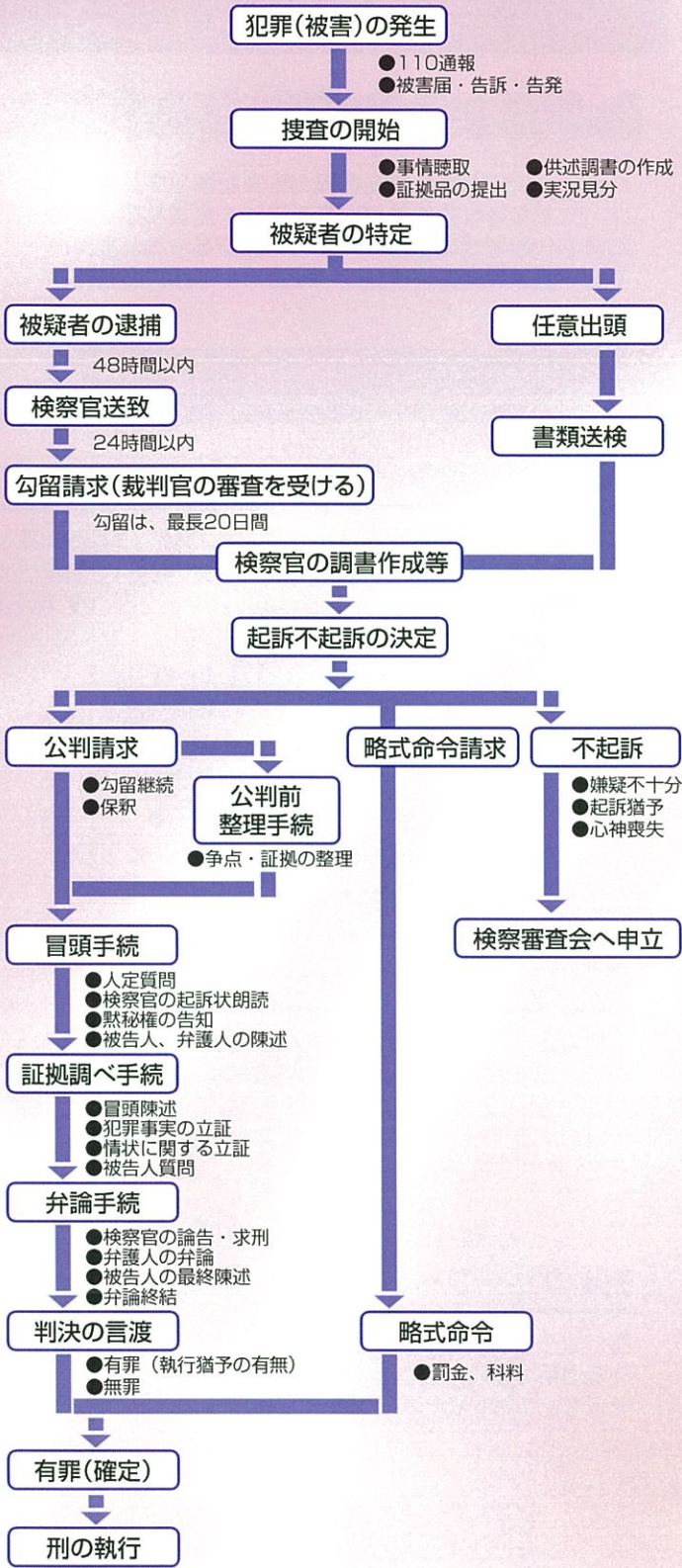
DV・ストーカー被害者の支援

保護命令の申立や離婚調停、警告等の申出などを、支援弁護士と連携しながらお手伝いします。

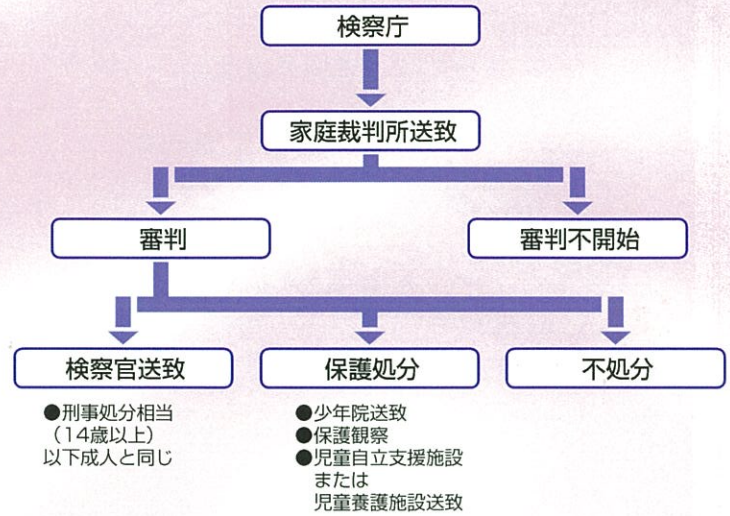


そばにいます

刑事手続の流れ（成人）



少年事件の流れ



※なお、14歳未満の少年は、警察から児童相談所に送致・通告され、児童福祉法上の措置がとられます。

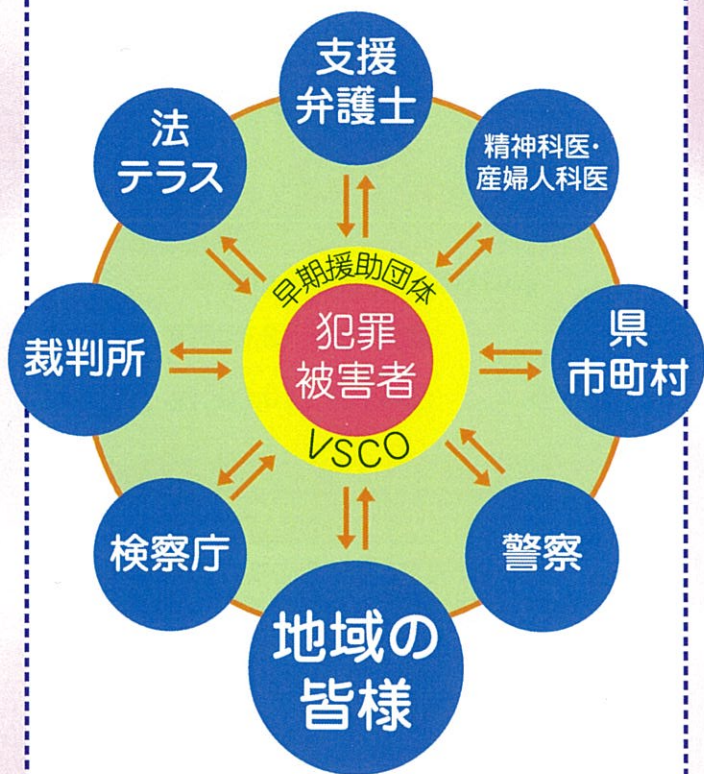
被害者が刑事裁判へ参加できる犯罪

殺人、傷害、傷害致死など
 強制わいせつ、強制わいせつ致死傷、強姦、強姦致死傷など
 危険運転致死傷、自動車運転過失致死傷など
 逮捕・監禁、略取・誘拐など

裁判員裁判の対象犯罪

殺人、傷害致死
 強制わいせつ致死傷、強姦致死傷、強盗強姦、強盗致死傷
 危険運転致死傷
 身の代金目的誘拐
 現住建造物等放火、保護責任者遺棄致死など

連携の輪



VSCOは、「地域の力で被害者の支援を」を合言葉に、犯罪被害者を支援する岡山県の民間支援団体です。

2011・4・1 岡山県犯罪被害者等支援条例施行

2011・4・1～2012・4・1

岡山市・総社市をはじめとし、岡山県下27市町村のすべてにおいて犯罪被害者等の支援条例等が施行された(全国初)。

性犯罪被害にあったときは、ひとりで悩まないでまず受診して下さい

もしも、強姦などの性犯罪被害にあったときは、**72時間以内**に産婦人科に行きましょう。
妊娠・性感染症の可能性からあなたの身体と心を守るため、72時間以内の適切な対処が大切です。
岡山県警察の公費負担制度など**無料で受診**できる方法があります。

VSCOの沿革

- 2003・11・29 任意団体として発足
- 2006・1・11 社団法人の設立許可を受ける
- 2011・3・29 早期援助団体の指定を受ける
- 2013・4・1 公益社団法人の認定を受ける

■早期援助団体は、犯罪被害者やそのご遺族が被害を早期に軽減するとともに再び平穏な生活を営むことができるように、公安委員会が指定する民間の団体です。

相談電話

にーさん ころに
(086) 223-5562

毎週月～土曜日 (10:00～16:00)
(祝日・年末年始は休みます)

相談・支援は無料、秘密厳守

殺人、傷害、性犯罪、交通事故、DV、ストーカー、児童虐待、その他事件・事故の種類・大小にかかわらず、勇気を出してお電話ください。遠慮なさらずなんでもご相談ください。